

令和6年度「高石市立小・中学校における外国人英語指導助手派遣事業」事業者選定プロポーザル（審査基準）

【業者 〃】

※ 評価の着眼点の内容を満たしていると言える場合「妥当」とする。  
 ※ 「妥当」の配点は右端に示す通り。

評価項目		評価の着眼点	妥当
①	会社について	経営方針及び英語指導助手派遣業務に関する基本方針 ・学習指導要領に基づく外国語活動・外国語教育のねらいと指導カリキュラムを理解し、市、学校のめざす英語教育、授業づくりに貢献できる英語指導助手の派遣をすることが基本方針に盛り込まれている。	12
②		英語指導助手の派遣業務実績 ・ALT派遣業務の実績が過去複数年あり、高評価を得ている。 ・「令和4年度ALT配置予定表」に示している日数、時間、スケジュールに沿ってALTを派遣できる十分なALTの人数、人材を採用している。 ・ALT派遣業務において、地方公共団体からの業務停止処分を受けた経歴がない。	6
③	英語指導助手派遣に係る具体的内容について	英語指導助手の採用条件、採用方法 仕様書の「ALTの資格・要件」に示している条件を満たしているものを採用する採用基準がある。	12
④		英語指導助手の研修体制及び内容の具体策 ・学校教員とのチームティーチングの進め方、日本語でのコミュニケーションや打ち合わせの行い方、学習指導要領に示されている外国語活動・外国語教育の目標の理解等、ALTにとって業務遂行に必要な研修を実施している。 ・仕様書の「ALTのサービス」に示している内容を研修で理解させている。	18
⑤		英語指導助手の管理体制・労務管理等の具体策 ・ALTの勤務状況や健康状態等を定期的に把握する体制がある。 「ALTの毎月の業務内容、勤務状況を報告する体制がある。」 「学校での勤務状況(授業)を参観し、管理職や教員からの評価を確認する。」 「確認した勤務状況によっては指導し、実態を市教委に報告する。」 「ALTが勤務できなくなる状況が生じる場合は、事前に把握し、市教委に報告する。また、配置予定表に基づいたスケジュールに沿って交代で配置するALTを準備できる。」	18
⑥		緊急時対応体制の充実 ・ALTが体調不良等により、勤務できない場合は、学校、市教委に勤務時間前に連絡する体制があり、徹底している。 ・ALTが勤務している時間及び勤務時間前(台風等により休校になる場合は7:00)に、学校、市教委より緊急の連絡をする場合、連絡を受ける体制、窓口がある。 ・ALTが緊急の事由により、一定期間勤務できない状況等が生じた場合、すぐに市教委に報告し、配置予定表に基づいたスケジュールに沿って交代で配置するALTを準備できる。	12
⑦	市の要望等に対する提案	高石市英語教育推進事業の発展につながる提案内容 ・他社にはない、貴社独自提案である。 ・独自教材の提案等を含めた、教育効果を高める提案である。 ・高石市に重点を置いた、高石市に特化した取組みが示されている。 ・高石市の教育に付加価値を与える提案である。等	12